

# 情報提供

那医発第 217 号  
令和 8 年 6 月 18 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



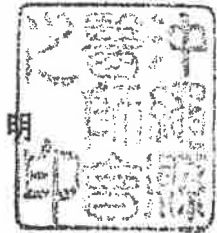
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「評価療養の対象とするプログラム医療機器について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)  
.....記.....

冲医発第 459号  
令和 8年 6月15日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 平安 明



## 評価療養の対象とするプログラム医療機器について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、評価療養の対象とするプログラム医療機器についての通知となっております。

令和 8 年 5 月 29 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡により、令和 8 年 6 月 1 日から新たに評価療養の対象となったプログラム医療機器が示されております。

詳細につきましては、別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### ● 評価療養の対象とするプログラム医療機器について

(令和 8 年 6 月 10 日 (日医発第 471 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課: 赤嶺

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第471号（保険）  
令和8年6月10日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公 印 省 略)

### 評価療養の対象とするプログラム医療機器について

令和8年5月29日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡により、令和8年6月1日から新たに評価療養の対象となったプログラム医療機器が示されましたので、ご連絡申し上げます。

1. 評価療養の対象とするプログラム医療機器  
販売名：リフトンD  
製造販売業者：DTアクセス株式会社
2. 評価療養の対象とする使用目的・使用方法等  
薬物療法が行われているにもかかわらず、症状が改善しない中等度以上の抑うつ症状が残存するうつ病患者の精神症状の緩和
3. 評価療養の対象とする期間  
令和8年6月1日から令和12年5月31日まで

(添付資料)

評価療養の対象とするプログラム医療機器について  
(令和8年5月29日付け 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

事務連絡  
令和8年5月29日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課

評価療養の対象とするプログラム医療機器について

標記について、以下のとおり令和8年6月1日から新たに評価療養の対象とするので通知する。

記

1. 評価療養の対象とするプログラム医療機器  
販売名：リフトンD  
製造販売業者：DTアクシス株式会社
2. 評価療養の対象とする使用目的・使用方法等  
薬物療法が行われているにもかかわらず、症状が改善しない中等度以上の抑うつ症状が残存するうつ病患者の精神症状の緩和
3. 評価療養の対象とする期間  
令和8年6月1日から令和12年5月31日まで